

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）では、福岡商工会議所や福岡市内大学、福岡市など産学官により運営している「令和7年度日本人大学生留学奨学金（スタートアップ奨学金）」の奨学生を以下のとおり募集します。

留学での経験を福岡の発展に生かしていきたいという高い志を持つ学生、福岡をより良くするため、困難にぶつかってもくじけず挑戦を続ける学生のご応募をお待ちしています。

1 目 的

福岡の将来を担う日本人大学生の海外留学を促進するとともに、国際感覚を身に付けたグローバル人材として育成し、福岡での就職や創業を通じて、福岡のグローバル化・経済の活性化を図ることを目的とする。

2 応募要件

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 福岡市内の対象大学※に在籍する正規の学部生で福岡都市圏の地場企業での就職を強く希望すること、または福岡市内の大学に在籍する正規の学部生または修士課程の学生で福岡都市圏での創業を強く希望すること ※令和7年度の対象大学：九州大学、福岡女子大学、九州産業大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、福岡工業大学、福岡女学院大学
- (3) 令和7年度中におおむね28日（4週間）以上1年程度の期間で海外留学^(注1)に出発すること
ただし、半年（1学期）に満たない短期留学については、その内容にスタートアップイベントまたはスタートアップ企業の視察等を含むものに限る。
- (4) 奨学生福岡定着事業（3ページ＜奨学金応募から卒業後までの流れ＞参照）に参加すること
- (5) 原則として、留学から帰国後、市内大学に戻り学業を継続すること
- (6) 令和7年4月1日時点の年齢が30歳以下であること

（注1）対象となる海外留学は以下のとおり

- ① 交換/協定留学（大学間の協定等に基づき行うもの・福岡市内大学へは在籍したまま）
- ② 認定留学（留学先で取得した単位が認められるもの・福岡市内大学へは在籍したまま）
- ③ 教授推薦による留学（①②以外の留学で教授の推薦により行うもの、ただし福岡都市圏での創業を目的とした留学に限る（申込時点で創業している者は対象外）。

申込時点で福岡市内大学に在籍していれば留学中の休学可）

※単位互換は必ずしも必要としない。ただし①以外の留学では、帰国後に留学中の履修状況に関する証明書の提出が必要（聴講生など履修の証明ができない留学は対象外）。

3 採用人数

5～10名程度

4 金 額

留学先 \ 期間	1年 (1学年)	半年 (1学期)	短期 (28日以上)
欧米、オセアニア、シンガポール	120万円	60万円	30万円
中国、韓国、東南アジア等	60万円	30万円	15万円

※本奨学金は貸与（無利子）。ただし一定の条件^(注2)を満たすと返還が免除される。

※他団体奨学金の併給可（ただし、他の奨学金が重複受給を認めていない場合もあるので、他団体奨学金の条件を確認のこと）。

(注2) 返還免除要件は以下のとおり

- ① 福岡都市圏で創業、または福岡の地場企業（福岡都市圏に本社を持つ企業）へ就職し、創業および就職の期間が通算 36 か月に達した場合
- ② 福岡都市圏外で創業または福岡の地場企業以外へ就職後、福岡都市圏に戻り創業または福岡の地場企業へ転職し、福岡都市圏での創業および就職の期間が通算 36 か月に達した場合（ただし、福岡都市圏外での創業・福岡の地場企業以外への就職期間は返還免除としない）

5 応募方法

応募者は、在籍する大学の担当部署（教授推薦による留学の場合は推薦者）を通して、応募書類を財団宛に提出する。

6 応募書類

- (1) 願書（様式 1 に直筆で記入、写真貼付）
- (2) 小論文（様式自由。「帰国後に福岡で実現したいこと」をテーマに、その実現のために留学の成果をどのように活かすことができるのかについても含め 1,000 字程度で作成すること）
- (3) 在学証明書
- (4) 推薦書（様式 2-2、教授推薦による留学の場合のみ）

※短期留学については、視察先の詳細等に関する書類の提出を追加で求めることがある。

7 応募書類の提出期限

令和 7 年 5 月 19 日（月）財団必着

8 選考方法および結果の通知

5～6 月に書類審査および面接を行い、奨学生を決定する。結果は、7 月上旬に大学の担当部署（教授推薦による留学の場合は推薦者）を通じて通知する。

9 貸与方法

貸与に必要な書類の提出後、海外留学の渡航前に全額を一括貸与する。

10 奨学金貸与の停止または取消し

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金貸与を停止又は取消す。

- (1) 2 に挙げる応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 長期病気療養、休学、停学、その他の処分等により、卒業の見込みがなくなった場合
- (3) 退学等により学籍を失った場合
- (4) 奨学金事業運営に関する必要な指示に従わない場合
- (5) その他財団理事長が奨学生としてふさわしくないと認めた行為があった場合

11 奨学金の返還

奨学生は 10 に挙げる各号のいずれかに該当する場合、貸与を受けた奨学金について、その全額を返還しなければならない。また、貸与後に著しい留学期間の変更等があった場合、奨学金の一部返還を求めることがある。

12 個人情報の取り扱い

応募書類上の個人情報は、財団の奨学金事業の運営のみに利用し、その他の目的には利用しない。

13 問い合わせ先

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団

〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1

TEL: 092-262-1744 FAX: 092-262-2700

<日本人大学生留学奨学金申請にあたっての注意事項>

○連帯保証人・保証人について

奨学生として決定した場合、下記の条件を満たす連帯保証人および保証人を選任していただくことになります。奨学金の貸与には、借用書への連帯保証人および保証人の署名・押印と、印鑑登録証明書や収入に関する証明書等の提出が必要になるので、願書提出前に連帯保証人や保証人となる方に了承を得ておいてください。

□連帯保証人：奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人で、原則として本人の親。奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。奨学生本人が成年者の場合で、親がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の成年親族（奨学生本人の配偶者を除く）。

□保証人：奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなったときに、本人に代わって返還する人で、原則としておじ・おば・兄弟姉妹等。奨学生本人および連帯保証人と別生計で、奨学生本人の親と配偶者を除く4親等以内の成年親族であり、やむを得ない場合を除き奨学生決定時に65歳未満であること。

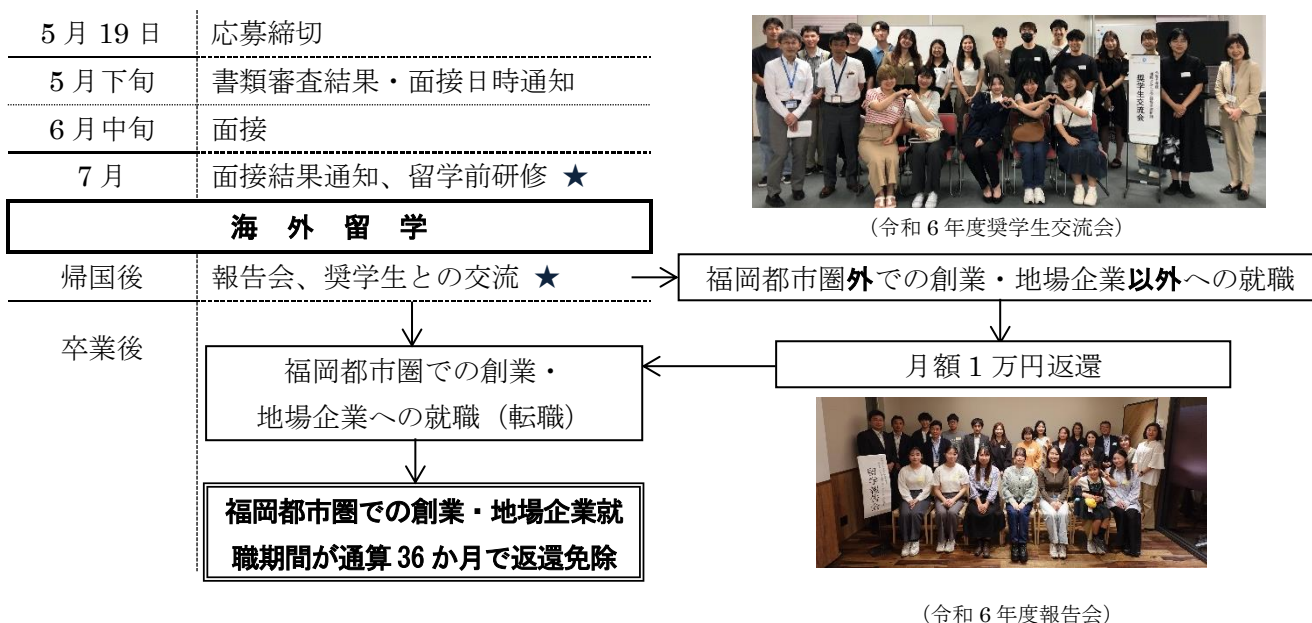
○返還方法等について

大学卒業後福岡都市圏外で創業・地場企業以外へ就職した場合等は、その事由発生の翌月から数えて7か月目の月（3月に卒業した場合は10月）から返還が開始します。返還月額は1万円です。

大学院への進学や災害・傷病等により返還が困難な場合、返還猶予や減額返還（返還月額を減らし、支払回数および返還期限の変更を行うことで、返還しなければならない金額は変わらない）を願い出ることができます。

本奨学金の貸与は無利子で行いますが、奨学生、連帯保証人および保証人が正当な事由なく、奨学金の返還を滞納した場合は、遅延損害金を徴収することがあります。

<奨学金応募から卒業後までの流れ（予定）>



（令和6年度奨学生交流会）



（令和6年度報告会）

★は財団が実施する奨学生福岡定着事業（福岡都市圏での地場企業への就職や創業に向けての定着支援）で、原則として奨学生の参加を義務付けています。実施時期を変更することがあります。

＜日本人大学留学奨学金 Q&A＞

応募要件に関すること

- Q 留学先の大学からまだ受入の返事が来ていませんが、応募はできますか？
- A はい、できます。ただし、奨学生として決定した後に留学ができなくなった場合、決定は取り消されます。
- Q 感染症等の影響により渡航できなくなる可能性がある場合でも、応募はできますか？
- A はい、できます。奨学金は渡航日が決まり次第、貸与の手続きを開始します。ただし、当該年度中の渡航ができない場合は、大学を通して辞退していただくこととなります。（翌年度の渡航に延期となった場合、再度選考を受けていただくこととなります。）
- Q 留学から帰国後、創業のため学業が継続できなくなる可能性がある場合でも、応募はできますか？
- A はい、できます。この奨学金は、福岡市が「グローバル創業・雇用創出特区」として取り組んでいる創業の支援と雇用の創出を推進するための「特区プロジェクト」のひとつです。留学経験を活かして将来福岡での創業を希望する方の応募をお待ちしています。

金額等に関すること

- Q 120 万円ではなく、100 万円の奨学金を受けることはできますか？
- A いいえ、できません。金額は留学先と期間に応じて 120 万円、60 万円、30 万円、15 万円のいずれかのみです。

返還免除に関すること

- Q 「福岡都市圏」とは、具体的にどの地域ですか？
- A 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市です。
- Q 福岡の地場企業に就職後、36 か月（3 年）以内に転職・失業した場合、返還はどうなりますか？
- A 転職先が福岡の地場企業の場合は引き続き返還免除要件に該当するので、就職の期間が通算 36 月に達すると返還免除となります。福岡の地場企業以外への転職または失業の場合、その翌月から返還が開始します。その後福岡の地場企業へ再就職した場合は、再度返還免除要件に該当することを申請いただき、通算 36 月に達すると返還免除となります。ただし、失業中などに財団へ返還した奨学金は返還免除にはなりません。
- Q 「教授推薦による留学」で応募した時点では創業を希望していましたが、卒業後に福岡の地場企業へ就職した場合、返還免除要件に該当しますか？
- A はい、します。希望は申込時点のもので、創業希望で奨学生となった学生が福岡の地場企業へ就職した場合でも、返還免除要件に該当します。
- Q 福岡の地場企業で派遣登録やアルバイトをした場合、返還免除要件に該当しますか？
- A いいえ、しません。派遣登録やアルバイトは、福岡の地場企業でも、「就職」に当たらないので、返還免除要件には該当しません。